百七十四	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
百七十五	他に分類されない物品賃貸業
百七十六	ボウリング場
百七十七	ゲームセンター（スロットマシン場を除く）
百七十八	カラオケボックス業
百七十九	他に分類されない教育，学習支援業
百八十	自動車一般整備業
百八十一	その他の自動車整備業
百八十二	表具業
百八十三	履物修理業
百八十四	警備業

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第四号及び第五号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）並びに第六項から第十項までに規定する営業を除く。）

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○国土交通省告示第六百三十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二表	第二表
名称 / 地点	名称 / 地点
（略） / （略）	（略） / （略）
松山ＶＯＲ / N33°50′ E132°42′	松山ＶＯＲ / N33°49′ E132°43′
（略） / （略）	（略） / （略）

附　則

この告示は、平成二十九年七月二十日から施行する。

○防衛省告示第百二十号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十九年六月二十二日

防衛大臣　稲田　朋美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）	一区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四一度〇四分〇三秒、東経一四一度二三分一二秒の基点を中心とする半径一〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位四三度から一三三度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後七時まで 二区域 平成二十九年九月一日から同年十一月五日までの間、毎日午前八時から午後七時まで	全ての漁船の操業の禁止

○北海道開発局告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　占用を制限する区域　北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗一二〇番六から同町大字美国町字大沢一八六番二地先まで
(四)　制限の対象とする占用物件　北海道積丹郡積丹町大字美国町字大沢一〇一五番一五から同町大字美国町字大沢一〇一五番二まで新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月二十二日
(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十二日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十号
(三)　占用を制限する区域　北海道虻田郡喜茂別町字川上三四〇番一地内
(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。